

第21回

既存住宅における断熱改修 支援補助金について



環境省では、既存住宅において、高断熱化により省エネ・省CO₂化を支援するため、対象となる改修工事に係る経費の一部について補助金を交付しています。

高断熱な家は、外気の影響を受けにくく冷暖房効率が向上することで、少ないエネルギーで家の中の暖かさや涼しさを保つことができるとともに、光熱費の削減にもつながります。

申請期日は令和6年12月13日までとなっていますので、住宅改修を検討の際には、ぜひご活用ください。

補助事業名:既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅において、省CO₂関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進するものです。本補助事業には、【トータル断熱】と【居間だけ断熱】の2種類があり、対象となる工事が異なります。

【トータル断熱】

高性能建材（断熱材・窓・ガラス・玄関ドア）を用いた断熱リフォーム。

【居間だけ断熱】

居間（日常生活の中心となり家族全員の在室時間が長い居室）に高性能建材（窓）を用いた断熱リフォーム。

補助対象製品	住宅区分			補助率	補助金の上限額
	戸建住宅	集合住宅 (個別)	集合住宅 (全体)		
高性能建材	ガラス・窓・断熱材 ^{※1}	○	○	○	戸建住宅：120万円/戸 (玄関ドア5万円を含む) 集合住宅：15万円/戸 (玄関ドアも回収する場合は上限20万円/戸)
	玄関ドア	○	○	○	
LED照明（共用部）	×	×	○	補助対象経費 の1/3以内	1か所あたり8千円
蓄電システム	○	×	×		20万円
蓄熱設備	○	×	×		20万円
熱交換型換気設備等 (熱交換型換気設備・空調設備)	○	○	×		5万円
EV充電設備	○	×	×		5万円

※1.【居間だけ断熱】の場合は、ガラス交換・断熱材は補助対象外となります。

本事業で補助対象となる製品は、上記の表に示す製品であり、かつ未使用品であることが必要です。

事業の詳細、対象要件、申請手続き等については北海道環境財団HPをご覧ください。

【問い合わせ先】 公益財団法人 北海道環境財団補助事業部
☎011-206-1573



公益財団法人
北海道環境財団HP